

平成21年5月1日

福崎町発注工事における最低制限価格の設定方法の見直しについて（お知らせ）

当町では、町発注の工事においては、最低制限価格を設定することにより、極端な安値受注を排除し、品質の確保を図ってきましたが、最低制限価格付近での競争など低価格入札が増加したため、昨年11月には最低制限価格の設定水準を従来から数%程度引き上げたところです。しかしながら見直し後においても低価格入札が続いているため企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどによる工事の品質低下につながるリスクが引き続き懸念されることから、これらを総合的に勘案し、最低制限価格の設定水準を更に数%程度引き上げることとします。

・実施時期

平成21年5月1日以降に執行する入札分から実施します。

・公表

最低制限価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。